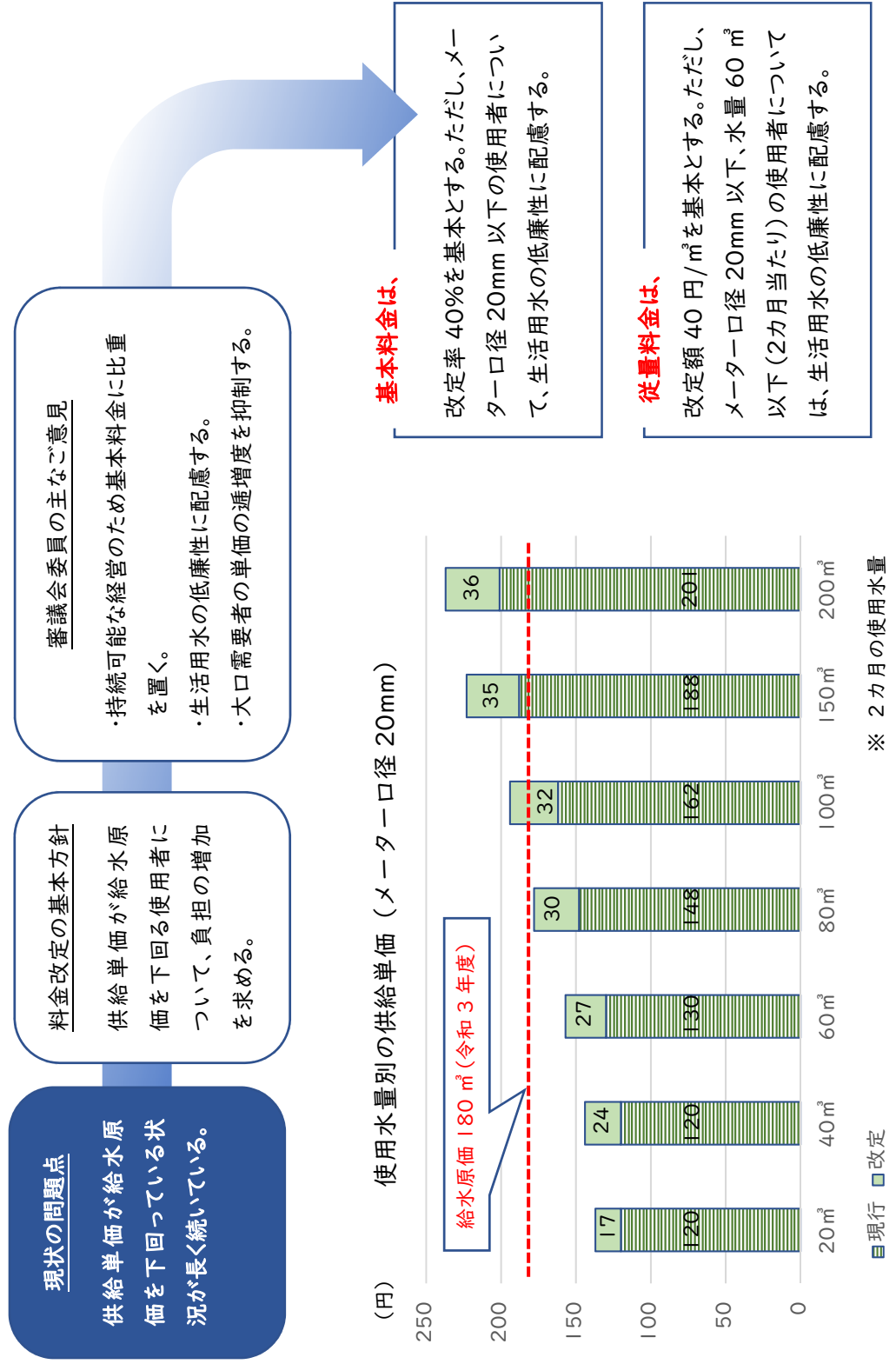


議案第76号

宝塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

資料3 料金体系について

料金体系を決定するにあたっては、公平な負担の観点から、供給単価が給水原価を下回る使用者について負担の増加を求めるとい
う考えを基本としました。その考えを尊重した上で、生活用水の低廉性にも一定の配慮が必要であることから、口径20mm以下で2
カ月あたり60m³までの部分については、改定額を抑えています。



水道料金の近隣市比較(メーター口径20mm、2カ月分、消費税抜き、円)

市	水量					
	20 m ³	40 m ³	60 m ³	80 m ³	100 m ³	
尼崎市	2,000 ⑥	4,640 ⑥	8,280 ⑥	11,920 ⑥	16,320 ⑥	
西宮市	2,190 ⑤	5,290 ④	8,870 ④	14,030 ③	19,190 ③	
芦屋市	2,260 ④	5,060 ⑤	8,660 ⑤	13,060 ⑤	17,860 ⑤	
伊丹市	1,740 ⑦	4,640 ⑥	8,140 ⑦	11,840 ⑦	15,740 ⑦	
川西市	2,800 ①	5,800 ①	10,200 ①	16,300 ①	22,400 ①	
三田市	2,500 ③	5,500 ③	9,100 ③	13,900 ④	18,700 ④	
宝塚市	改定後	2,740 ②	5,740 ②	9,440 ②	14,240 ②	19,440 ②
	現行	2,570	5,270	8,630	13,030	17,830
宝塚市	改定額	340	940	1,640	2,440	3,240
	現行	2,400	4,800	7,800	11,800	16,200
		170	470	830	1,230	1,630

※ 金額の右の数字は、料金の高い順に並べた順位です。